

議 会

議決された議案

条 例

【制定】

収入役を置かない条例

地方自治法が改正されたため収入役を置かないこととする。

国民保護協議会条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき本部の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

人事行政の運営等の公表に関する条例

地方公務員法等が改正されたため人事行政の運営等の状況の公表に關して必要な事項を定める。

地域振興基金条例

市民の連帯の強化、地域振興等に要する経費の財源に充当し、市の振興に資するため地域振興基金を設置する。

たばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨て禁止に関する条例

清潔で快適な生活環境を確保するため、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て及び犬等のふんの放置の防止について必要な事項を定める。

【一部改正・廃止】

行政手続条例

行政手続法が改正されたため、の条文の整備

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等

議員、市長、助役及び教育長の報酬並びに給料を引き下げる。

特別職の職員で非常勤のもの、の報酬、費用弁償に関する条例

地域審議会委員の報酬等を定める。

一般職の職員の給与に関する条例

人事院勧告に伴い給料表の抜本の見直し等を行う。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

特殊勤務手当の適正化を図るため削減、引き下げ等を行う。

一般職の職員の旅費に関する条例

給料表を9級制から7級制に改めることに伴う条文の整備及び市町村合併による旅費支給地域の整備を行う。

職員の退職手当に関する条例

退職手当の適正化を図るため構造面の見直しを行う。

老人憩の家条例

憩の家を利用することができる者の年齢を65歳から60歳に改める。

介護保険条例

介護保険サービスの充実並びに介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図るため、保険料段階を5段階から6段階に改め、20年度までの第1号被保険者の保険料率を改正する。

廃棄物の処理及び清掃に関する条例

事業者の納税義務が免除される課税売上高の上限額が改

定されたため、し尿の汲取料と処理料を改正する。

緑と水のふるさとを守る条例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づいた事業者が市長の意見書を求める場合、すべて本条例の適用を受けることとする。

墓地条例

五條4丁目地内に新たに墓地を設置

住宅条例

公営住宅法施行令等が改正されたための条文の整備

西吉野小学校給食センター条例の廃止

西吉野小学校及び西吉野中学校の給食業務を市立学校給食センターで行うため本条例を廃止する。

国民宿舎五條緑水苑条例の廃止

国民宿舎五條緑水苑を普通財産にするため本条例を廃止する。

予 算

【17年度補正予算】

一般会計(第6号)

5,003,335千円を増額

国民健康保険特別会計(第3号)

67,488千円を減額

簡易水道特別会計(第2号)

15,900千円を繰越し

老人保健特別会計(第3号)

141,000千円を増額

下水道事業特別会計(第2号)

263,592千円を繰越し

介護保険特別会計(第3号)

124,309千円を増額

【18年度当初予算】

一般会計

19,977,000千円

国民健康保険特別会計

3,950,000千円

簡易水道特別会計

574,100千円

老人保健特別会計

4,082,600千円

下水道事業特別会計

1,627,300千円

墓地事業特別会計

2,150千円

介護保険特別会計

2,712,100千円

大塔診療所特別会計

56,610千円

農業集落排水事業特別会計

2,300千円

水道事業会計

803,604千円

資本的支出

402,661千円

決 算

【17年度歳入歳出決算認定】

西吉野村一般会計

実質収支額

6,188,048円

西吉野村国民健康保険特別会計

実質収支額

3,824,711円

一時借入金

21,000,000円

西吉野村介護保険特別会計

実質収支額

27,257,811円

西吉野村老人保健医療事業特別会計

特別会計

特別会計